

慶長七年刊古活字本『太平記』覚書(下)

コアキモト, ダン / 小秋元, 段

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

61

(開始ページ / Start Page)

68

(終了ページ / End Page)

79

(発行年 / Year)

2000-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020096>

慶長七年刊古活字本『太平記』覚書（下）

小秋元 段

二、本文の検討（承前）

卷十一。梵舜本によつた巻である。「金剛山寄手等被誅事」が「正成参兵庫事付還幸事」と「筑紫合戦事」の間にある。これは梵舜本の形態を引き継ぐもので、他に宝徳本・毛利家本が同形態である。「金剛山寄手等被誅事」の位置については、甲類本諸本・流布本・天正本等が巻末に置き、吉川家本・米沢本・前田家本が「正成参兵庫事付還幸事」の前に置くなど、諸本に異同がある。

卷十二。梵舜本によつた巻と認められる。

卷十三。梵舜本によつた巻である。従つて、「藤房卿遁世事」のうち、石清水行幸の際の藤房の行粧記事は、

藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限りノ供奉ト被思

ケレハ、華ヲ着、鈴ヲ著タル大童子四人、雑色下部二十人、

例ヨリモ殊ニ爽カニ出立セテ、警蹕ノ声高ラカニ、傍ヲ払

テ被供奉タリ、

（六ウ・七オ）

とあつて、梵舜本同様簡略なままである。慶長八年刊本では、これを南都本系により増補し、官人以下の装束を詳述する。なお、同章段の末尾に梵舜本は「私記加^レ之」として「黄檗引導」の故事を二字下げで引くが、慶長七年刊本には引き継がれない。

卷十四。梵舜本は天正本に一致の巻である。梵舜本・天正本は諸本と大きな差を持ち、特に「箱根竹下合戦事」中に山名時は諸本と独自の持ち、「將軍入洛事付親光討死事」の結城親光討死の記事を簡略にするなどの特徴がある。慶長七年刊本は「箱根竹下合戦事」の途中「義助是ヲ見給テ、死タル人ノ蘇生シタル様ニ悦テ、今一涯ノ勇ミヲ成シ」（二十ウ・二十一オ）までを梵舜本により、以後を神宮徴古館本系によるという特殊な形態をとる。梵舜本・天正本が諸本と多くの異同を持つため、これを基底とすることを嫌つたのであろうか。本巻、神宮徴古館本系と南都本系は殆ど同じ本文を持つが、慶長七年刊本の二十丁以後の記事のうち、

・供御ノ瀬、セ、カ瀬、二箇所ニ大木ヲ数千本流シ懸ケテ、

大綱ヲハリ、乱クヒヲ打テ、引懸々ツナキタレハ、何ナル河伯ノ水神也共、上ヲモ游キ、下ヲモ潜難シ、(三十ウ)・山崎、大渡ノ陣破レヌト聞ケレハ、京中ノ貴賤上下、俄ニ出来タル事ノ様ニ、周章フタメキ倒レ迷テ、車馬東西ニ馳違フ、蔵物財宝ヲ上下へ持運フ、(三十八オ・ウ)

などの条の傍線部は、いずれも神宮徴古館本に一致する。これらの詞章は南都本系にはないことから、本巻後半部は神宮徴古館本系によつたものと認められる。一方、梵舜本によつた前半部の本文にも神宮徴古館本系による影響が散見される。例えば、「矢矧鷲坂手超河原闘事」のうちの佐々木道普降参の条は、梵舜本が、

佐々木佐渡判官入道自太刀打シテ、痛手数夕所ニ負フ、舎弟五郎左衛門ハ手超ニテ討レシカハ、憑ム方ナク成テ、箱根マテコソ引タリケレ、

とすると、慶長七年刊本は、

佐々木佐渡判官入道太刀打シテ、痛手数夕所ニ負フ、舎弟五郎左衛門ハ手超ニテ討レシカハ、世ノ中サテトヤ思ケン、降参シテ義貞ノ前陣ニ打ケルカ、後ノ宮根ノ合戦ノ時、又將軍ヘソ参ケル、(十四オ)

と改めている(傍線部)。梵舜本は佐々木氏に配慮した天正本系の本文と同じだが、慶長七年刊本はこの部分、神宮徴古館本系によつて敵味方を巧みに渡り歩く道普の振舞を描く諸本共通の形態に復したのである。また、「箱根竹下合戦事」には道場坊助注記祐覚に率いられた児武者の合戦の記事に続き、義貞配下の十六騎党の活躍の記事がある。梵舜本や天正本は箱根合戦の最

後の場面で、十六騎党の面々の名を挙げるだけの特殊な形態をとるから、これも神宮徴古館本系により増補を行い、諸本の形態に復した箇所といえる。

巻十五。梵舜本によつた巻であるが、巻十六との区分に関して問題がある。そもそも巻十五と巻十六の区分には諸本に異同があり、まず甲類本は「高駿河守引例事」(章段名は慶長七年刊本のもので統一する)までを巻十五とし、巻十六を「西国蜂起官軍進発事」から始める。また、吉川家本・米沢本・毛利家本などの乙類本や天正本は、巻十五を「高駿河守引例事」の四章段前「賀茂神主改補事」で終え、巻十六を次の「將軍筑紫御開事」から始める。しかし、梵舜本はもともと巻十五を「賀茂神主改補事」で終えながら、巻十六を「西国蜂起官軍進発事」から始めている。つまり、梵舜本は「賀茂神主改補事」と「西国蜂起官軍進発事」の間にあるべき四章段の記事を欠落させているのである。これは梵舜本の祖本が、巻十五に甲類本と同形態の本を、巻十六に乙類本と同形態の本を取り合わせて成つたため生じたものと思われる。もつとも梵舜は校合作業の過程でこのことに気づいており、巻十五の末に欠落した四章段の記事を新たに書写し合綴している。同巻の末には、

重而以類本朱点脇小書付并又奥此目錄ヨリ書入棟堅奉入將軍事先之写本ニ無之故書

天正廿年五月三日 梵舜(花押)

との識語があつて、天正二十年の校合の際に梵舜が「棟堅奉入將軍事」(慶長七年刊本の「將軍筑紫御開事」に相当)以下の記事を書写し補つたことが知られる。梵舜は自らの本に大規模な

校合作業を二度行っているが、天正二十年の校合に用いた本は、現存本でいえば南都本とほぼ同一の本文を持つものである。巻十五の末に補われた記事も南都本系の本文である。こうした作業により梵舜本は外形的には甲類本と同じ巻次区分になったのであるが、これが梵舜本本来の姿でないことはいうまでもない。さて、慶長七年刊本は巻を「賀茂神主改補事」で終え、「將軍筑紫御開事」以下を巻十六に回している。巻十五は本文的には梵舜本と同一であるのだが、巻の区分という点では他の乙類本等に一致し、補訂後の梵舜本の形をとらない。

巻十六。五章段目の「西国蜂起官軍進発事」以降の本文は概ね梵舜本によっている。しかし、本来の梵舜本が欠いていた巻頭の四章段、即ち「將軍筑紫御開事」「少式与菊池合戦事」「多々良浜合戦事」「高駿河守引例事」はいかなる本に依拠したか未詳である。前述のように、梵舜本のこの部分は南都本系によって後に補われたものだが、慶長七年刊本の本文はこれに合致しない。むしろ西源院本や神田本などの古態本により近いといえる。例えば「多々良浜合戦事」には西源院本の独自記事である大高伊予守の記事がある。また、諸本の異なる多い多々良浜での合戦の条は、

爰ニ曾我左衛門、白石彦太郎、八木岡五郎、三人共ニ馬物具モ無テ、真前ニ進タリケルカ、見之、白石立向テ、馬ヨリ引落サント、手モト近ク寄副ケレハ、敵太刀ヲ捨テ、腰刀ヲ拔ント、一反リ反リケルカ、真倒ニ成テ落ニケリ、白石此ヲ起モ立ス、推ヘテ首ヲハ搔テケリ、馬ヲハ曾我走寄テ打乘リ、鎧ヲハ八木岡剥取テ著タリケリ、白石カ高名ニ

二人得利、驪三人共ニ敵ノ中ヘ打入レハ、仁木、細川以下御方討スナ、連ヤトテ、大勢ノ中ヘ懸入テ、乱合テソ鬪ケル、仁木越後守ハ近付敵五騎切テ落シ、六騎ニ手負セテ、猶敵ノ中ニ有テ、ノリタル太刀ヲ踏直シテハ戦ヒ、推直シテハ切合ヒ、命ヲ限トソ見ヘタリケル、
(五才・ウ)

とある。松井本（神宮徴古館本は欠。本文は和泉書院刊『神宮徴古館本太平記』による）は傍線部4以下の部分で、まず仁木義長の奮戦を描き、そこに山名・宍戸・岡部などが加勢し、これに力を得た義長が「敵五奇切テ落シ、二奇に手負せて」という活躍をしたと描いており、義長の活躍を二度に分けて記している。南都本や天正本も詞章は異なるものの、この形態を踏襲している。これに対して、慶長七年刊本や西源院本・神田本はともにこの点が簡略である。しかし、慶長七年刊本の本文は完全に西源院本・神田本に合致するわけではない。西源院本・神田本は傍線部1に相当する箇所が、「此敵ニ走向テ飛テ懸ル、白岩カ太刀影ニ馬驚テ、弓手ヘキレタル所ヲ得タリ賢シト、鎧ノ鼻ヲソ帰シタリケル、白岩余リニ」と詳細である。同様に傍線部2は「ユヒタルハルヒヤ延タリケン、鞍ト共ニ」、傍線部3は「其馬離レテ、浪打キハニ立タリケルヲ、曾我左衛門走ヨリ、我物顔ニ取テ乗ル、鎧ハ末タ死骸ニ止テ、白砂ノ上ニ有ケルヲ、八木岡五郎タウサキノ緒ヲ引切テ、倒ニハキテソキタリケル」、傍線部4は「仁木右京大夫、山名伊豆守、完戸安芸四郎、岡部三郎左衛門宗繩、饗庭六郎」とあり、それぞれ詳細な詞章となっている。慶長七年刊本が西源院本・神田本のごとき本文を節略したとも考えられるが、傍線部3は吉川家本が「馬ヲハ曾我

取テ乗、鎧ヲハ八木岡剝着タリケリ」とあつて慶長七年刊本に近く、傍線部4は慶長七年刊本と吉川家本がともに同じ詞章であるから、事情は単純でない。ただし吉川家本は、例えば最初の白石（白岩）の活躍が「白岩走向テ敵ヲ馬ヨリ刃落サセ、起シモ不立推ヘテ首ヲカキ落ス」とだけ記されるほか、この章段の詞章が全体に簡略で、慶長七年刊本の直接の基盤になったとは認めがたい。これらを踏まえれば、卷十六冒頭の四章段は西源院本・神田本のごとき古態本によつた可能性が高いものの、その本文は現存本とは若干異なり、部分的に吉川家本などにも重なるものであつたと見ておくのが適切であろう。他にも、巻頭「將軍筑紫御開事」は、

建武三年二月八日、尊氏卿兵庫ヲ落給ヒシマテハ、相從フ兵僅七千余騎有シカ共、備前児嶋ニ著給ケル時、京都ヨリ討手馳下ラハ、三石辺ニテ支ヨトテ、尾張左衛門佐氏頼ヲ田井、飽浦、松田、内藤ニ付テ留ラレ、細川卿律師定禪、同刑部大輔義敦ヲハ東国ノ事心元無トテ返サル、其外ノ勢共ハ各暇申テ、己カ国々ニ留リケル間、今ハ高、上杉、仁木、畠山、吉良、石塔ノ人々、武蔵、相模勢ノ外ハ相順兵モ無リケリ、

とあつて、吉川家本に大略一致する。細川定禪と同義敦（誤り。正しくは佐竹氏）が東国へ下向したという傍線部の一節は、諸本が持つ、尊氏が細川卿律師定禪・同刑部少輔（頼春）に四国の勢を付け、讃岐に下したという記事と、松井本・南都本等にある「佐竹刑部大輔義敦をは、東国の事心元なく覚れば、急ぎ馳下り揚ニ義兵一、身方の機を失はぬ様に相計へしとて、是を

返し」との記事が混淆したものである。これだと細川定禪と佐竹義敦が兄弟のごとくであり、定禪が東国へ下つたというのも史実として相応しくない。慶長七年刊本の本文は、詞章を混合させたための誤りを含んでいるのであり、吉川家本もこれに一致する。さて、「西国蜂起官軍進発事」以下の記事は概ね梵舜本によるが、他本による増補も僅かながら認められる。以下にその例を挙げる。

・サラハ、夜ヲ日ニ繼テ上洛ヲ急クヘシ、¹但九州ヲ混ラ打捨テハ叶マシトテ、仁木四郎次郎義長ヲ大将トシテ、大友、少弐兩人ヲ留置キ、四月二十六日ニ太宰府ヲ立テ、

(十六ウ)

・去四月六日ニ、法皇ハ持明院殿ニテ崩御ナリシカハ、後伏見院トソ申ケル、彼崩御已然ニ下シ院宣ナリ、將軍ハ嚴島ノ奉弊事終テ、同五日嚴島ヲ立給ヘハ、²

(十七オ)

・合戦ハ兎テモ角テモ始終ノ勝コソ肝要ニテ候ヘハ、能々遠慮ヲ被廻テ、公議ヲ可被定ニテ候ト申ケレハ、³誠ニ軍旅ノ事ハ兵ニ讓ラレヨト、諸卿僉議有ケルニ、⁴坊門宰相清忠申サレケルハ、正成カ申所モ其謂有トイヘトモ、征罰ノ為ニ差下サレタル節度使、未タ戦ヒテ不成前ニ帝都ヲ捨テ、一年ノ内ニ二度マテ臨幸ナラン事、且ハ帝位ノ輕キニ似タリ、

(二十五オ・ウ)

・義貞朝臣誠ニ顔色トケテ、通夜物語ニ数盃ノ興ヲソ添ラレケル、⁵後ニ思合スレハ、是ヲ正成カ最後ナリケルト、哀ナリシコト也、

(二十七ウ)

・イサ、ラハ、同ク生ヲ替テ此本懐ヲ達セント契テ、兄弟共

ニ差違テ、同枕ニ臥ニケリ、橋本八郎正員、宇佐美河内守
正安、神宮寺太郎兵衛正師、和田五郎正隆、同太郎成隆ヲ
始トシテ、宗トノ一族十六人、相隨兵五十余人、思々ニ並
居テ、一度ニ腹ヲソ切タリケル、
(三十四才)

湊川ニテ討レシ楠判官カ首ヲハ、三日六条川原ニ懸ラレタ
リ、去ヌル春モアラヌ首ヲカケタリシカハ、是モ又サコソ
有ラメト云者多カリケリ、疑ハ人ニヨリテソ残りケルマサ
シケナルハ楠カ頸、ト札ニカキテソ立タリケル、
(四十二ウ)

右の記事のうち、傍線部が他本により増補された箇所である。

傍線部5・6を除く全ての例は、神宮徴古館本系による増補と
思われる。即ち、傍線部1は神田本・神宮徴古館本等に一致し、
南都本には「仁木越后守」「大友、少弐兩人ヲ筑紫ニ残サレテ」
と小異が見られる。西源院本には傍線部に相当する詞章がない。
傍線部2は神宮徴古館本・南都本・西源院本等に存し、神田本
には見られない。傍線部3・4は神田本・神宮徴古館本・南都
本等に存し、西源院本にはない。また、傍線部4に相当する部
分、梵舜本には坊門清忠の名はなく、「……諸卿僉議有テ、重テ
被仰ケルハ……」とあって、以下の発言が後醍醐天皇のものと
なっている。傍線部7は大多数の諸本に見られるが、南都本に
は「ト狂歌ヲ札ニ書テソ立タリケル」と小異がある。一方、傍
線部5は神田本・神宮徴古館本・南都本等にあり、西源院本に
はない。ただし、神宮徴古館本・南都本は傍線部に相当する条
が、「さては義貞の武功も其耳慮外に被処さる条、勇なきに非と
そ宣ける、後に思合れば、是を正成か最後なりけると哀なりし

事共なり」と長文で、詞章的には神田本とほぼ一致する。また、
傍線部6は神田本・吉川家本に見られる独特の詞章である。西
源院本には相当する詞章がなく、神宮徴古館本・南都本は「橋
本八郎正員・宇佐美・神宮寺を始として、宗徒一族十六人、相
隨ふ兵五十余人、思々に並居て一度に腹をそ切たりける」と簡
略である。卷十六の前半四章段が吉川家本的要素を持った古態
本を基底としたことを想起すれば、そうした系統の本によって
増補された箇所と考えられる。

卷十七。梵舜本によった巻と認められる。

卷十八。梵舜本によった巻である。二十才の「春宮還御事」
の記事の後に尾題「太平記卷第十八上之終」を据え、二十一才
に「太平記卷第十八下」との内題を置き、「一宮御息所事」を始
める。これは梵舜本の形態をそのまま引き継ぐものである。梵
舜本の本巻の本文は天正本に一致するが、天正本では巻を上下
に分けることはしない。なお、「比叡山開闢事」には山王二十一
社に関する長大な記事が増補されている。これは西源院本系に
よったものである。

卷十九。本巻から卷二十一までは梵舜本にはよらず、南都本
系の本文を基底とする。例えば、巻頭「光厳院殿重祚御事」は、

建武三年六月十日、光厳院太上天皇重祚ノ御位ニ即セ給フ、

抑此君ハ故相模入道宗鑑カ亡シ時、御位ニ即進セタリシカ、

三年ノ内ニ天下反覆シテ、宗鑑ホロヒハテシカハ、其例イ

カ、アルヘカラント、諸人異議多カリケレ共、
(一才)

と始まる。冒頭、梵舜本は「建武四年」としており、また傍線
部は脱文となっている。南都本・神宮徴古館本は「光厳院」を

「光明院」に作る以外は、慶長七年刊本と同じである（慶長七年刊本は梵舜本等によって、「光明院」を「光嚴院」に改めたのだらう）。「金崎東宮并將軍宮御隱事」のうち、

夫人間ノ習、一日一夜ヲ経ル間ニ、八億四千念アリ、一念悪ヲ発セハ、一生ノ悪身ヲ得、十念悪ヲ発セハ、十生悪身ヲ受ク、乃至千億ノ念モ又尔也トイヘリ、カクノ如ク一日ノ悪念ノ報受尽サン事猶難シ、况一生ノ間ノ悪業ヲヤ、悲哉、未来無窮ノ生死、出離何レノ時ソ、富貴栄花ノ人ニ於テ、猶此苦ヲ遁ス、

(八才)

との一節の傍線部は南都本に見られる記事で、梵舜本・西源院本・神宮徴古館本等にはない。また、同章段の末には、

カクツラクアタリ給ヘル直義朝臣ノ行末、イカナラント思ハヌ人モナカリケルカ、果シテ毒害セラレ給フ事コソ不思議ナレ、

(九才)

と、南都本同様の評言がある。慶長七年刊本の本文は詞章全体を通して南都本に等しいが、巻末「青野原軍事付囊沙背水事」のうち、「顕家卿南都ニ著テ、且ク汗馬ノ足ヲ休テ、諸卒ニ向テ、合戦ノ異見ヲ問給ヒケレハ」(二十二才)以下の北畠顕家討死までの長文の記事は南都本系にはない。これは天正本系に見えるのみで、慶長七年刊本は天正本系により増補したものか。あるいは慶長七年刊本が踏まえた南都本系の本文が、顕家討死の記事を含む、現存本の形態と異なるものであったという可能性もないわけではないが、詳細は不明である。

卷二十。南都本系によった巻である。「義貞重黒丸合戦事付平泉寺調伏法事」のうち、斯波高経の御教書の末には、

建武四年七月二十七日

尾張守

平泉寺衆徒御中

(十一才)

と日付・署名・宛所が記されている。南都本に一致で、西源院本・神宮徴古館本・梵舜本等にはない。「義貞夢想事付諸葛孔明事」のうちの諸葛孔明の故事は南都本に詞章の増補が著しく、慶長七年刊本もこれに同じである。一、二の例を示せば、

・一豆ノ食ヲ得テモ、衆ト共二分テ食シ、一樽ノ酒ヲ得テモ、流レニ濺テ、士ト均ク飲ス、士卒未炊大将食セス、官軍雨露ニヌル、時ハ、大将油幕ヲ張ラス、衆ハ諸侯ノ後ニ樂ミ、愁ハ万人ノ先ニ愁フ、

(十三才)

・士卒ノ嘲ヲモカヘリミス、弥陣ヲ遠ク取テ、徒ニ数月ヲソ送りケル、士卒トモ是ヲ聞テ、如何ナル良医ト云共、アハヒ四十里ヲ阻テ、暗ニ敵ノ脉ヲ取知ル事ヤアルヘキ、只孔明カ臥龍ノ勢ヲキ、ヲチシテ、カ、ル証言ヲハ云人也ト、掌ヲ拍テワラヒアヘリ、

(十三ウ・十四才)

などの傍線部のごとく、詳細な南都本の詞章をそのまま引き継いでいることがわかる。他の諸本には傍線部の詞章は見られない。巻末にも「是併ラ地藏菩薩ノ善巧方便」(三十ウ)以下の評言があり、これも南都本に一致する。

卷二十一。南都本系によった巻である。「塩治判官讒死事」は神宮徴古館本・南都本をはじめとする諸本に対して、西源院本・梵舜本・天正本がそれぞれ独自の記事構成と詞章を持つ。慶長七年刊本は南都本に大略一致し、例えば諸本によって異なるのである末尾の文言は、

サシモ忠有テ咎無リツル塩治判官、一朝ニ讒言セラレテ、

百年ノ命ヲ失ツル事ノ哀サヨ、只晋ノ石季倫カ緑珠カ故ニ
亡サレテ、金谷ノ花ト散ハテシモ、カクヤト云ヌ人ハナシ、
師直悪行積テ無程失ニケリ、利人者天必福之、賊人者天必
禍之ト云ル事、真ナル哉ト覺ヘタリ、
(二十八ウ)

とあり、南都本に同じである。神宮徴古館本には傍線部に相当する詞章がない。ただし、「塩治判官讒死事」のうち、

直常モ太平モ宿所ヘハ帰ス、中間ヲ一人帰シテ、乗替ノ馬、
物具ヲハ路ヘ追付ケヨト下知シテ、丹波路ヲ追テソ下リケ
ル、(中略)サテハ幾程モ延シ、ヨクレ馳ノ勢共ヲ待ツレン
トテ、其夜ハ波々伯部ノ宿ニ暫ク逗留シ給ヘハ、子息左衛
門佐、小林民部丞、同左京亮以下、侍共取物モ取アヘスニ
百五十余騎、落人ノ跡ヲ問々、夜昼ノ境ヒナク追懸タリ、
(二十二ウ・二十三ウ)

とある一節は、傍線部に梵舜本の本文の混入が認められる。梵舜本ではこのくだり、塩治判官を討つため、山名時氏が主従七騎で追跡し、傍線部にあるようにその夜、波々伯部で子息左衛門佐(師義。初名師氏)や被官の小林ら二百五十余騎を待ち受けたとある(その後、山名は三草山で桃井と別れ、山陽道へ向かったと記す)。本来、左衛門佐も小林も山名方の武者で、梵舜本以外の諸本では、桃井のとつた丹波路ではなく、山名時氏の後を追って京都から直接山陽道を下ったと記される。慶長七年刊本の形だと、「子息左衛門佐」は桃井直常あるいは太平の子息ということになってしまい、設定に矛盾を来す。塩治判官の追手が波々伯部に逗留したことは梵舜本にしか見えないことから、慶長七年刊本は記事を詳細にするつもりで、十分考証しな

いまま増補を行ったのであろう。

巻二十二。梵舜本は天正本に一致の巻である。慶長七年刊本は梵舜本によっている。

巻二十三。梵舜本は天正本に一致の巻である。慶長七年刊本は概ね梵舜本によるが、「上皇八幡宮御願書事」の末尾、「又傍二吉野殿方ヲ引人ハ」(十二ウ)以下の評言は梵舜本と天正本になく、諸本に準えこれを復した箇所といえる。また、梵舜本と天正本には「法勝寺炎上事」が「上皇八幡宮御願書事」の次にあるが、慶長七年刊本では本章段を諸本同様巻二十一に配しており、重複を避けるためこれを取らない(梵舜本は巻二十一と巻二十三に重出させる)。なお、「自伊予国靈劍註進事」のうち、

此外保元、平治ニ討レシ者共、治承、養和ノ争ニ滅シ源平
両家ノ輩、近比元弘、建武ニ亡ヒシ兵共、人ニ知レ、名ヲ
顕ス程ノ者ハ、皆甲冑ヲ帶シ、弓箭ヲ携ヘテ、
(六ウ)

とある一節の傍線部は梵舜本等でない。これは今川家本・吉川家本に見られる詞章である。また、巻末にも、

サレハ其比武家ハ前覆ニ怖レ、公家ノ人ハ前科ニヲノ、ク
有様、末代ノ逸興トモ云ツヘシ、
(十七ウ)

と梵舜本等に見えない評言がある(慶長八年刊本になると削除される)。これも今川家本・吉川家本のほか神田本に見られる特殊な詞章である。吉川家本の詞章との一致例は巻十六にも見られたが、慶長七年刊本の増補に用いられた一本が部分的に吉川家本のごとき詞章を備えていたということなのであろうか。

巻二十四。梵舜本は天正本に一致の巻である。慶長七年刊本は概ね梵舜本によるが、「天龍寺建立并供養事」の冒頭「武家ノ

輩ヲ如此諸国ヲ押領スル事モ、軍用ヲ支シテ為ナラハ、セメテハ無力折節ナレハ、心ヲヤル方モ有ヘキニ」(三ウ)から、「而ヲ愚ニシテ道ヲ知人無リシカハ、天下ノ罪ヲ身ニ帰シテ、己ヲ責ル心ヲ弁ヘサリケルニヤ」(四オ)までは他本によつてゐる。この部分は梵舜本・天正本にはなく、慶長七年刊本は他本により補い、諸本の形態に復したのである。また、「日野勤修寺異見事」のうち、「凡有心人ハ信物、化物ヲミシト可思、其故ハ戒行モ缺、内証モ不明ハ、所得ノ施物、罪業ニ非ト云事ナシ」(十ウ)から、摩羯陀国の僧の故事を含む「朝廷ノ衰微、嘆テ有余」(十一ウ)までの記事が増補されている。この部分の記事を持つのは義輝本・神宮文庫本・天理本のみで、他に梵舜本の巻末に「天竜寺供養之落書」とともに本記事が書き入れられている。これは文禄三年の校合時によるものと推測され、このとき対校本として用いられたのは南禅寺梅谷元保の旧蔵本で、現存本でいえば神宮文庫本と同系の本である。慶長七年刊本の本文は詞章・用字ともに梵舜本書き入れや神宮文庫本に酷似するから、この梵舜本の書き入れの本文が取り込まれたものと考えられる。義輝本の本文は用字に大差がある。

卷二十五。梵舜本によつた巻と認められる。

卷二十六。梵舜本によつた巻と認められる。

卷二十七。梵舜本によつた巻である。「雲景未来記事」の末尾には、

誠ニ今度棧敷ノ儀、神明御眸ヲ被廻ケルニヤ、彼棧敷崩テ、人多ク死ケル事ハ、六月十一日也、其次ノ日、終日終夜大雨降車軸、洪水流磐石、昨日ノ河原ノ死人汚穢不浄ヲ洗流

シ、十四日ノ祇園神幸ノ路ヲハ清メケル、天龍八部悉靈神ノ威ヲ助ケテ、清浄ノ法雨ヲ灌キケル、難有カリシ様也、

(十二ウ)

の記事に続き、八幡鳴動、天文異変、電光の怪異の記事がある。これも梵舜本に一致し、慶長八年刊本になると、これらの記事が「天下妖恠事付清水寺炎上事」と「田楽事付長講見物事」の段末に分けて入れられる。

卷二十八。梵舜本によつた巻と認められる。

卷二十九。概ね梵舜本によるが、神宮徴古館本による増補も認められる。まず、「慧源禅巷与吉野殿御合休後京責事」の末尾に、「又桃井ヲ引者ハ」(三オ)以下の評言が増補されている。本記事は西源院本・梵舜本・天正本等になく、神宮徴古館本・南都本等にある。本巻の他の事例に鑑みれば、ここは神宮徴古館本系による増補と考えられる。「越後守自石見引返事」の一段は、梵舜本が極めて簡略な本文を持つが(僅か半丁にも満たない)、慶長七年刊本は本段を梵舜本にはよらず神宮徴古館本により、諸本と同様の形態に復している。その詞章の一部を以下に示す。

道口カ郎等落重テ、陶山カヒシキノ板ヲ疊上、ノホリサマニ三刀指タリケレハ、道口、土屋ハ助テ、陶山ハ命ヲ留タリ、陶山カ一族郎等是ヲ見テ、何ノ為ニ命ヲ惜ムヘキトテ、²長谷寺ト一原八郎左衛門、小池新兵衛以下ノ一族若党共、大勢ノ中へ破テハ入ク、一足モ引ス、皆切死ニコソ死ニケレ、

(十二オ)

これは神宮徴古館本にほぼ一致するが、南都本は傍線部¹に相

当する箇所、「サラテタニ義ヲ金石ニ比シ、命ヲ塵芥ニ類セル陶
山カ一族共ナレハ」とあつて小異がある。傍線部²は本来人名
表記であつたと考えられるが、このままでは読解が困難である。
南都本は「長谷ノ与一、原八郎左衛門」とあつて理解しやすい。
一方、神宮徴古館本は「長谷寺与一、原八郎左衛門」とあつて
慶長七年刊本に近く、慶長七年刊本がいかにして人名を読み誤
つたかの経緯が推測される。「師直師泰出家事」の末尾、薬師寺
遁世の記事にも神宮徴古館本系による増補が見られる。

シカシ、憂世ヲ捨テ、此人ノ後生ヲ訪ハンニハト、俄ニ思
定テ、

トレハウシトラネハ人ノ数ナラス捨ヘキ物ハ弓矢ナリケ
リ

加様ニ詠シツ、自髻押キリテ、墨染ニ身ヲ替テ、高野山
ヘソ上リケル、三間茅屋、千株松風、コト二人間ノ外ノ天
地也ケリト、心モスミ身モ安ク覚ヘケレハ、

高野山憂世ノ夢モ覚ヌヘシソノ暁ヲ松ノ嵐ニ

ト読テ、暫シハ閑居幽隠ノ人トソ成タリケル、仏種ハ縁ヨ
リ起ル事ナレハ、カヤウノ次ヲ以テ、浮世ヲ思捨タルハ、
ヤサシク優ナル様ナレ共、越後中太カ義仲ヲ諫カネテ、自
害ヲシタリシニハ、無下ニ劣テソ覚タル、
(二十五ウ)

右のうち、傍線部が梵舜本になく、神宮徴古館本系によつた部
分である。梵舜本には薬師寺の歌が「高野山」の一首しかなく、
また話末の評文もない。一方、南都本には△部に「弃恩入無為、
真実報恩者ナレハ、自他ノ為然ルヘシト、笑テホムル人モ有ケ
リ」と評がさらに続く。神宮徴古館本にはないから、慶長七年

刊本が増補に用いたのは神宮徴古館本系の本文であつたと考え
てよいだろう。

卷三十。梵舜本によつた巻と認められる。

卷三十一。梵舜本によつた巻と認められる。

卷三十二。梵舜本によつた巻と認められる。

卷三十三。梵舜本は天正本に一致の巻である。慶長七年刊本
は梵舜本によつており、従つて「八幡御託宣事」の末尾には三
首の落首はない。慶長八年刊本になると他本によつて増補され
る。

卷三十四。梵舜本によつた巻で、「宰相中将殿賜將軍宣旨事」
の末尾には佐々木京極家の忠誠を記す記事はない。慶長八年刊
本になると西源院本系によつて増補される。

卷三十五。概ね梵舜本によるが、西源院本系による増補が随
所に見られる。まず、「擬討仁木義長事」のうち、「細河相模守
ハ今度南方ノ合戦ノ時、仁木右京大夫、三河ノ星野、行明等カ、
守護ノ手ニ属セスシテ、相模守ノ手ニ付タル事ヲ忿テ」(二一オ)
から、「佐渡判官入道ハ我身ニ取テ、仁木ニ差タル宿意ハナケレ
共、余ニ傍若無人ナル振舞ヲ、狼藉ナリト目ニカケ、ルトキ也」
(二二ウ)までの詞章を増補している。梵舜本と天正本にはこの長
文の記事がないため、慶長七年刊本は増補し、諸本と同様の形
態に復したのである。諸本の所謂「北野通夜物語事」は、慶長
七年刊本では「政道雑談事付西明寺禅門修行事」から「梨軍支
事」までの七章段に分けられている。ここでは本朝・震旦・天
竺の故事が順に語られるが、その中の本朝の故事において諸本
に記事の出入りが見られる。まず、神田本は北条時頼のこと、

青砥左衛門の二話から構成され、三国の物語を二話ずつ語つてゆくのが「北野通夜物語」の祖型であつたことを窺わせる。⁽²⁾西源院本は北条時頼の記事の前に問民苦使のこと、日蔵上人のこと、北条泰時のことを増補する。神宮徴古館本・南都本も同様で、これらはさらに北条時頼の廻国記事の後に、北条貞時の廻国譚を付加する。類話を増補したのである。一方、梵舜本と天正本は北条時頼のこと、北条貞時のこと、青砥左衛門のこの三話より構成され、神田本に次いで簡略である。これに対して慶長七年刊本は、北条時頼の記事の前に問民苦使のこと、日蔵上人のこと、北条泰時のことなどの記事が増補されている。つまり、梵舜本を基底に西源院本系・神宮徴古館本系・南都本系のいずれかにより増補を行ったのである。ただし、慶長七年刊本の詞章の一、二を見るに、

・利潤ヲ先トシテ、非法ヲ行フ民ノ誤ル処ハ、吏ノ科也、吏ノ不善ハ国王ニ帰ス、君良臣ヲ不撰、貪利輩ヲ用レハ、暴虎ヲ恣ニシテ、百姓ヲシヘタケリ、
(十二オ)
・又鏡ノ牙アル犬来テ、罪人ノ脳ヲ破噉ヘリ、獄卒眼ヲ怒シテ、声ヲ振事雷ノ如シ、狼虎罪人ノ肉ヲ裂、利劍足ノ踏所ナシ、其中ニ焼炭ノ如ナル罪人有、
(十二ウ)

とあつて、西源院本に同じであることがわかる。神宮徴古館本・南都本には傍線部1に相当する詞章がなく、傍線部2も相当する詞章がなく、代わりに△部に「此所利劍足の踏なきに」が入り、順を異にする。本巻の増補に用いられたのは西源院本系であると認められよう。これ以外にも、例えば「青砥左衛門事」のうちに、

是ハ只一ノ直ナル猿カ、九ノ鼻缺猿ニ笑レテ、逃去ケルニ不異、又仏神領ニ天役課役ヲ懸テ、神慮ニ背カン事ヲ不痛、又寺道場ニ懸要脚、僧物、施料ヲ貪事ヲ業トス、是併上方御存知ナシトイヘ共、セメ一人ニ帰スル謂モアルカ、角テハ抑世ノ治ルト云事ノ候ヘキカ、
(二十一ウ)

とある傍線部の一節や、「瑠璃太子事」のうちの「仏説ノ所述ヲ見ルニ増一阿含経ニ」という經典名の増補など、西源院本系による増補と見られる箇所は少なくない。

卷三十六。梵舜本によつた巻と認められる。

卷三十七。梵舜本によつた巻と認められる。

卷三十八。梵舜本は天正本に一致の巻である。慶長七年刊本は概ね梵舜本によるが、「西長尾軍事」のうち、細川頼之方の武者が敵將細川清氏と戦う場面の一部のみ、南都本系の本文に置き換えられている。即ち、

爰ニ備中国ノ住人陶山三郎ト、備前国ノ住人伊賀掃部助ト二騎、田ノ中ナル細道ヲシツ／＼ト引ケルヲ、相模守追付テ切ント、諸鎧ヲ合セテ責ラレケル処ニ、陶山力中間、ソハナル溝ニヲリ立テ、相模守ノ乗給ヘル、鬼鹿毛力草脇ヲソ突タリケル、
(十八オ)

という一節の傍線部である。梵舜本では、

爰ニ備中国ノ住人真壁孫四郎、是コソ相模殿ヨト見タリケレハ、縦身ヲ千千ニ碎カル共、敵ノ大将ニ寄合テコソ死ナメト思ケレハ、馳寄セテ、懸違ヘ様ニ長鎧ノ柄ヲ取延テ、放突ニ相模守ノ乗給ヘル、鬼鹿毛力草脇ヲソ突タリケル、とあつて、相模守(清氏)の馬を突いたのは真壁孫四郎という

ことになっており、記事内容も大いに異なる。神宮徴古館本・西源院本・天正本等もこれに同じである。南都本はこの前後、他本とはかなり異なる本文を持つが、慶長七年刊本が取り込んだのは、前掲本文の傍線部のみである。それゆえ以後の本文で、「真壁又馳寄セ」のように「又」が何を受けているのか明瞭でない箇所があるなどの矛盾を生んでいる（梵舜本では真壁が清氏に馳せ寄り乗馬を突き、さらに「又」清氏に馳せ寄るのである。慶長七年刊本では真壁が最初に馳せ寄った部分を、陶山・伊賀の記事に改めてしまったから矛盾を生む）。

卷三十九。梵舜本によった巻と認められる。

卷四十。梵舜本によった巻と認められる。

おわりに

以上、慶長七年刊古活字本『太平記』の本文について概観してきた。

慶長七年刊本が梵舜本の本文をほぼそのまま継承した巻としては、卷三、五、七、八、十一、十三、十五、十七、二十二、二十五、二十八、三十、三十四、三十六、三十七、三十九、四十が挙げられる。その他の巻においても、卷十九から卷二十一までが南都本系を基底にするのを除けば、梵舜本を基底としている。これらの巻では部分的に西源院本系・神宮徴古館本系・南都本系の影響が認められ、西源院本系と関わる巻に卷二、四、十八、三十五、神宮徴古館本系と関わる巻に卷十四、二十九、南都本系と関わる巻に卷三十八が挙げられる。卷九、十も神宮

徴古館本系・南都本系いずれかによる関与が確実である。その他、卷十九の末尾には天正本系の独自記事が窺われ、卷二十四には梵舜本に書き入れられた梅谷元保旧蔵本の記事が増補されている。このように慶長七年刊本の本文は、複数系統の本文が積極的に取り込まれ成立したことがわかる。ただし、別稿にも記したように、増補に用いられた本文系統の数だけ五十川了庵のもとに異本が備えられていたかは未詳で、これらの中には取り合わせ本があった可能性も考えられる⁽³⁾。また、これらの本がすべて完本であったという保証もない。

五十川了庵の本文整定作業は、基底となる梵舜本と複数の写本を対校し、梵舜本にはない他本の記事を増補するかたちで進められた。つまり、異文を集成し、詳細な本文を志向するものであったといえるだろう。また、諸本にあって梵舜本に欠けている記事は、慶長七年刊本になると多くの場合補われ、諸本と同様の形態に復元されている。諸本に特有の形態を重視する姿勢も備えていたことが窺われよう。このように了庵が『太平記』の刊行にあたり、最も意を注いだのは本文の集成と整備という点であった。手近な本文をそのまま版にするのではなく、「定本」を追求する意識のもと刊行がなされていたと見ることができ、この方針は前記別稿に記したが、慶長八年刊本にも踏襲される。更なる本文の集成と整備が図られている。所謂流布本『太平記』の誕生であり、以後刊行される『太平記』は概ねこの本文系統によることになる。了庵が慶長七年と慶長八年と、時をおかず二種の『太平記』を刊行した背景には、活字印本『太平記』に対する需要の問題も考えるべきであろうが、了庵自身の

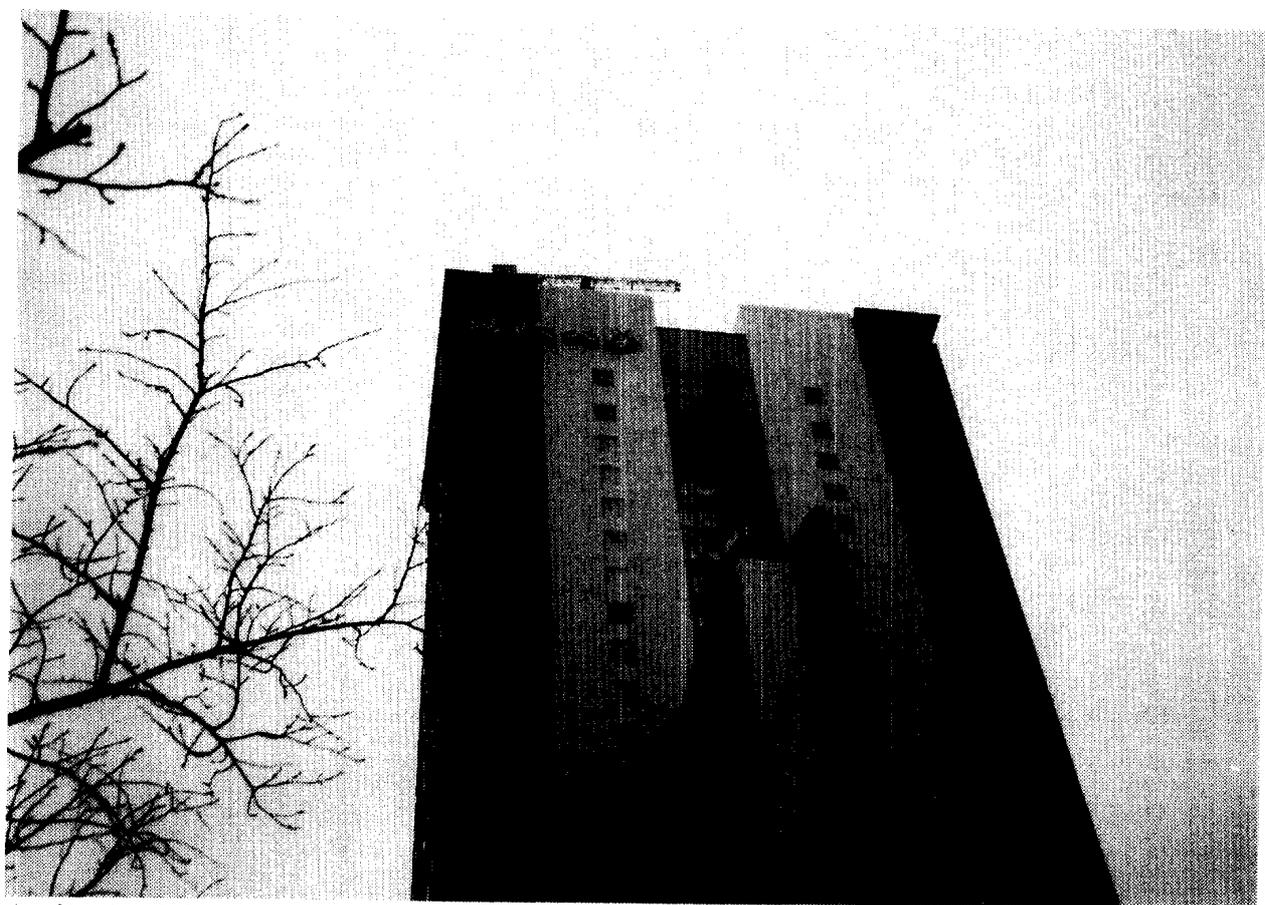
本文に対するこだわりがあったことも認められてよいのではな
かろうか。⁽⁴⁾

注

- (1) 長坂成行氏「宝徳本『太平記』復元考―河村秀頼校合本による―」
〔奈良大学紀要〕第十四号、一九八五年)による。
- (2) 「北野通夜物語事」の本朝の部の祖型については、長坂成行氏が「龍
門文庫蔵『太平記』覚書」(『青須我波良』第三十二号、一九八六年)
において別の考察をされている。
- (3) 拙稿「流布本『太平記』の成立」(『軍記文学研究叢書9 太平記の世
界』汲古書院、二〇〇〇年)。
- (4) 同様のことが、要法寺日性がともに深く関与したと思われる慶長十
年版(要法寺版)『太平記』と、慶長十五年春枝開版『太平記』につい
てもいえる。詳細は後稿を期す。

〔付記〕 貴重な資料の閲覧をお許し下されたお茶の水図書館にあつく御礼申
し上げます。

(こあきもと だん・文学部専任講師)



写真：法政大学新校舎「ボアソナードタワー」(建設中)